

裁判員等経験者の意見交換会議事概要

日 時 平成26年3月19日（水）午後2時から午後4時まで

場 所 旭川地方裁判所C棟5階大会議室

出席者 司 会 者 二 宮 信 吾（旭川地方裁判所刑事部総括判事）

法 曹 出 席 者 小 林 謙 介（旭川地方裁判所刑事部判事）

小 島 健 太（旭川地方検察庁三席検事）

中 村 元 弥（旭川弁護士会弁護士）

裁判員等経験者 13人（内訳は次のとおり）

裁判員経験者 10人（1番から5番まで、7番から10番まで、12番）

補充裁判員経験者 3人（6番、11番、13番）

報道機関出席者

旭川司法記者クラブ記者 5人

冒頭あいさつ、自己紹介等

司会者

皆様おそろいですので、これより裁判員、補充裁判員を経験された方々をお招きしての意見交換会を開催したいと思います。本日の司会進行を務める裁判官の二宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には、お忙しいところ、裁判所までお越しいただき、誠にありがとうございました。本意見交換会の趣旨を簡単に説明させていただきます。これまでも何度かこのような形で開催させていただいておりますが、本意見交換会は、裁判員制度が始まって間もないということもあり、裁判員裁判をよりよくしていくために、裁判員等経験者の皆様から御意見をお伺いするというものです。改善点を御指摘いただくということが一番の目的となりますので、率直に厳しい御意見をいただければと思っております。どうかよろしくお願いいたします。それでは本日参加させていただいております、検察庁、弁護士会、裁判所の出席者からそれぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。

小島検事

旭川地検検察官の小島と申します。本日はよろしくお願いいたします。

中村弁護士

旭川弁護士会所属の中村と申します。全国のアンケートを見ましても「検察官は分かりやすい。」「弁護人は分かりにくい。」といった状況となっており、本日はその原因が何かといったことについて、忌憚のない御意見をお聴かせいただければ当会所属弁護士に対しても伝えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

小林判事

裁判官の小林でございます。皆様と一件一件、悩みながら、本当によい裁判ができた

と、皆様のお顔を拝見しながら思い出させていただいているところでございます。本日も率直な御意見を賜りたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

裁判員裁判に参加しての全般的な感想、印象について

司会者

それでは、皆様が担当された事件を説明させていただき、そこでの感想を一言ずつお伺いしたいと思います。

まず、1番の方が担当された事件は、危険運転致死傷被告事件ということで、お酒を大量に飲んだ後、自動車を運転し、交差点を曲がる際に、被害車両に衝突し、その後もまだ運転を続けて、別の交差点に赤信号のまま侵入し、別の被害車両に衝突した結果、1人の方が亡くなり、4人の方が重軽傷を負われたという事件でした。本件は、自白事件ということで、2日間の審理を経て、その翌日に判決がなされました。それでは、担当された1番の方に感想をお伺いしたいと思います。

1番

危険運転致死傷罪の判決を共にさせていただきました。感想としては、私は被告人と年代が非常に近く、かわいそうであると思った部分もありましたが、周りの裁判員の方々にいろいろな年代の方がおり、あらゆる視点で物事を見ることができたと思っております。

司会者

次に2番から6番の5人の方が担当された事件ですが、この事件は、同棲していた方を殺害したという事件で、そもそも殺人であったのかどうか、事故や自殺ではないのか、被告人が犯人であるのか、犯人であっても責任能力はあるのかといった点について争われたもので、審理が5日間行われた後に数日間の評議を行って判決が宣告されたことから、かなり長丁場になった事件でした。それでは簡単に感想を2番の方からお願いいたします。

2番

「あなたの知らない世界」をかいま見たという感じです。興味本位で参加したのですが、事件の内容も含めて、多角的に見なければ殺人のことは考えられないということを知りました。また、とても期間が長くて疲れました。

3番

人一人が亡くなっている事件でしたので、言い方が適切かどうかは分かりませんが、普段体験できない経験ができ、呼んでもらったことでいろいろな方のお話を聞けて貴重な経験ができたといったところが率直な感想です。

4番

裁判員に選ばれるまでの過程を説明させていただきます。裁判員候補者に選ばれた際、冊子やDVDが送られてきましたが、選ばれることはないであろうと思っており、その

後、裁判所からの呼出しがありましたが、その際も、まず選ばれることはないであろうと思っていました。選ばれた際は、パニックになってしまい、内容も殺人事件ということであったので、初めて経験するにとしては重たく厳しいなと思った記憶があります。その後、裁判官の話を聞いているうちに、そこそこ知識がなくともできるのではないかとの思いが出てきました。長い間でしたが、若干聞き取れないというか、法廷に入っているいろいろお話を聞いている中で、一語一語頭に入っているかと言われるとそうでもありませんでした。そこは、評議室に戻ったときに、裁判官から話を聞いて確認しましたが、難聴の方がいた場合、補聴器を使用するなど聞きやすい方法を執ることが許可されるのかなといったことを少し後に感じたりしました。

5 番

私も選ばれることはないと思って参加した結果、選ばれたのですが、最初の事件が殺人ということで、新聞やテレビドラマだけで見ている感覚しかなかったことから、すごく重たかったことと、弁護士も無罪を主張して、その証拠を見せてくれるのですが、あまり頭に入っていかなくて、刑を決めるときもいろいろ悩み、寝られなかったというか、眠りが浅かったと自分では感じていました。終わった後は、そのようなことはなく、今日の新聞を見ると、今回の事件について、札幌で出された判決結果を知り、私たちが決めたことが合っていたのだと、ほっとした気持ちになりました。

司会者

本事案の補足説明をしていただきありがとうございました。この事件は、控訴されましたが、昨日札幌高裁において、旭川地裁の判決を維持するとの判決が出されております。

6 番

私もすごく耳が遠いため、人の話が聞き取りづらかったです。その中で一生懸命頑張り、刑がようやく決まった後、控訴したと聞いたのですが、今日の新聞でその判決結果を知り、自分たちが決めたことが正しかったので、よかったなと思いました。

司会者

7 番の方が担当された事件ですが、インターネットのサイトで知り合った女子中学生を姦淫し、その際に傷害を負わせたという事件でございます。これは自白事件ということで、裁判員等選任から判決まで2日の日程で行われました。

7 番

裁判員制度に対する認識が足りなかったことが、率直な意見です。自分で何か変わったかという点、それほど変わった印象はなく、事件に対し2日間で自分はどう思ったかという感想もあまり述べられない感じです。今回の強姦致傷に関しては、携帯で知り合い、未成年を強姦したという事件ですが、時代が時代だけに、最近の中学生や高校生をみても大人のような格好をしていることから、我々から見ても、そういう行為に及ぶということを一般男性は考えているのではないかと思ったことが印象に残っています。

司会者

8 番から 11 番の方が担当された事件ですが、この事件は、引きこもりの男性が女性を襲ったという事件が 2 件あり、強姦致傷と強盗致傷で起訴されましたが、強盗致傷については強盗が認められずに、恐喝及び傷害となった事件です。この事件は自白事件でしたが、1 日の審理の後、2 日に渡り評議を行い、夕方に審理を再開して同日の午後 7 時に判決した事件であり、裁判員の皆様には非常に御苦勞をお掛けした事件となりました。

8 番

自分も裁判員に選ばれるとは思ってもみなかったことでしたから、自分が選ばれて、しっかりとできるのか分かりませんでした。皆さんと悩んで決めることができ、よい経験をさせていただいたと思っております。

9 番

私も裁判員に選ばれるとは思っていませんでした。裁判所に来ることも初めてでしたし、初めて法廷に座らせていただき、そのような経験はないと思っていましたから、本来に来てよかったと思っています。3 日間ありましたが、最後の 2 日は長く感じ、本当に疲れました。

10 番

皆さん固くお話になっているので、私は砕けた感じでお話しします。テレビでよく裁判のシーンを見かけ、大概「異議あり。」と言っている場面を目にしますが、一度も言っていないのだなと思いました。途中で「しかるべく。」と言っていたのですが、本当に言うのだなと思いました。その際、笑いそうになりましたが、笑いをこらえました。結果的に経験してよかったのか、悪かったのかと言われると、少し疲れたという印象の方が強かったように思えます。

11 番

今回、裁判員裁判に参加させていただき、自分では、とても貴重な経験をさせていただいたと思っています。当初、裁判に参加させていただくことで自分に何ができるかと思い、不安な部分が非常にあったのですが、やはり同じ裁判に携わった裁判官や我々裁判員が、真摯に対応し、聞き漏らさず、裁判においても一生懸命メモを取りながら、評議においても一生懸命話をしていたのではないかと思います。自分にとっても率直な意見が言えたのではないかという気がします。あと、最近思うことは、裁判員裁判が、いろいろなメディアに取り上げられていますが、これに対し、一層関心を持つようになりました。

司会者

12 番及び 13 番の方が担当された事件ですが、この事件は、強制わいせつ致傷事件ということで、精神疾患のある男性が、小学生男児の性器にわいせつな行為をして、その際に傷害を負わせたものでした。この件も自白事件であり、3 日間に渡る審理及び評議の日程で行われました。

1 2 番

裁判の審理を始める前、裁判官にも話を聞いてもらったのですが、私の息子が精神障害者であるため、このような事件に携わってよいのかということを思っています。また、判決が軽かったのか重かったのか今でも分かりません。

1 3 番

裁判所から裁判員裁判に関する書類が、突然、郵便で来ますが、その郵便が裁判員裁判の関係の郵便であると家族が分かりやすいようにしてもらいたいです。どのような悪いことをしたのかと家族が驚き、怒られてしまいました。よく見たら分かるのですが、誰が見ても裁判員裁判に関するものであることを一目で分かってもらえるような封筒の作り方をしてほしいと思います。また、裁判員制度に関しては、きついのですが、自分のためになり勉強になった3日間であったのではないかと思います。やはり、人が人を裁くということについては、人間であると人の情で判決を下してしまうため、しっかりとした判決を考えることに向き合えないのではないかと思います。人の心を捨てて3日間携わりました。判決を言い渡した後、いろいろ考え、1週間寝られない日もありました。判決が出たときの被告人と被害者それぞれの親の顔を見たときには、本当に辛いものがあり、お互いに立場が逆転しているような表情であったので、そこが悔しかったことは今でも心に残っています。自分にも被害者と同じような子がいて、見る度に心が痛みますが、よく考えてみると、懲役何年ということの程度は元々詳しくは知らず、この裁判に携わって知った後は、自分が被告人の立場であれば、やはり、この刑は重く日々苦しいのではないかと考えたことから、最後は納得するしかないのではないかと考えています。最後に言わせていただきたいのは、人が人を裁くことについては難しく、自分達も苦しんで考えましたが、それに毎回携わっている裁判官は偉いと思いました。また、私たちは弁護士でもないし、法律のことはよく分かりません。その中で裁判員のための法律があってもよいのではないかと思います。私たちが意見を言っても法律上このようになっていると言われる部分も多くあったと思うので、裁判員のための法律も少しはあった方がよいと思います。

司会者

最後の点については、具体的には、刑に関することでしょうか、それとも手続的なことになりますか。

1 3 番

量刑に関する意見を出しても、結果的に裁判官が1人含まれていなければならないことから、裁判員の考えが徐々に裁判官の意見に偏っていくことになっていくため、そのような制限をなくすような意味で、見直しが必要であると思います。

司会者

これは法律で定まっており、法律を改正するといった問題となりますが、今後の検討課題であると思っています。

審理の理解度、分かりやすさについて

司会者

具体的な審理の内容について感想をお聞きしたいと思います。法廷で行われた審理は、その後の評議及びその結論である判決を目指して行われているものですが、法廷での審理を終えて評議室に入る際に、審理の中身であるとか、実際に証拠などを見て、聞いたことについてどのようなことを覚えていたのか、どのようなことを忘れていたのか、評議の際に、実際に審理の内容を覚えて発言できていたかという点についてお聞きしたいと思います。難しい質問かと思いますが、現在における、そのときの率直な記憶や印象で結構ですので、1番の方からお願いします。

1 番

難しいことが飛び交っていたというのはありましたが、映像を見たりであるとか、ホワイトボードで表していただいたことは、すごく分かりやすかったです。それで分かったことも結構ありました。図解などで解説してもらい、皆さんに意見を振って、いろいろな視点からの意見を求めていたということが印象に残っています。

司会者

図解であるとかホワイトボードというのは、評議室で書いて整理していったときのことで述べられていたのだと思いますが、そのようなものを利用して整理していくときの話として、例えば、この法廷でこんなことがあったということを思い出せましたでしょうか

1 番

検察官と弁護人がお互い言い合っていたことは憶えています。

2 番

法廷の中の話は、緊張していたので、メモを取っていても取り切れなかったり、時系列がよく分からなかったのですが、評議室に帰ってきたときにホワイトボードに書いていただいたことで、やっと思い出せたり、話に参加できる場面がありました。補足がないと、なかなか難しいなと思いました。

司会者

ホワイトボードとかで整理されていないと、なかなか発言するのは難しいという感じでしたか。

2 番

法廷での話は聞いていたのですが、聞いているときは緊張しており、休憩があってもお手洗いに行かなければならないなどということが頭にあったので、ホワイトボードで導いていただいたことがよかったのだと思います。

3 番

私も、自分のメモだけで全部が全部分かったかという点、そのようなことはないです。また、9日間の日程でしたから、2日目、3日目には慣れて、このような流れなんだと

ということが分かったのですが、初日の前半は、検察官や証人の話について、メモをとっていても何をメモしてよいのか全く分からない状態であったので、証人の方などの印象が全くない状況でした。

司会者

審理を始めた当初に、冒頭陳述といって、検察官及び弁護人から、これからやることの予告編のような形で、このような点に注意してくださいということであるとか、このようなことが出てきますということが述べられていたのですが、それでも初日の前半は、そのような印象でしたか。

3 番

そうですね、どのように自分がしてよいのか、何を書いたらよいかなど、全く分からなかったというか、その後、評議をして、こういうふうに一日が終わるんだなということが分かって、次の日は何となくついていけるようになった感じです。

4 番

冒頭陳述のときは、3 番の方もおっしゃっていたように、最初から頭に入っていたかという、入っていなかったです。皆さんの中でメモを取っている方もいましたが、聞いているだけでメモを取る余裕は全くなかったです。進んでいくうちに証人が出てきましたが、自分では判断ができないので、証人の話を参考にして頭に詰めていったという感じです。DNAのことについても、説明を聞いて、これは間違いないのだということは分かりましたが、内容のことは詳しく分かりませんでした。証人である法医学の教授の話聞いて、間違いないのかなと思い、日にちが経っていくとあれを尋ねておけばよかったということが、終わった後に、二、三点ありました。先ほど5 番の方がおっしゃられていたとおり、判決が札幌高等裁判所で出たと聞きましたが、内心ほっとしております。

司会者

今、証人の話が出ていたのでお尋ねしますが、法医学の教授の話の他に、例えばこの証人の話はよく分からなかったなどという方はいましたか。

4 番

若干いました。審理の期間中は思いませんでしたが、帰り道の運転中に、そのときのことをいろいろ考えました。

司会者

審理の中で証人の話を聞いているときは、分かった気持ちになっているが、帰り道などで、引いて考えると分からないということが印象としてあるということですね。

4 番

はい、そうです。

5 番

私も1 日、2 日は、聞いているだけで精一杯でした。1 日目に警察官の女性が証人と

して出ていましたが、一緒にいた男性の方もどうして一緒に出てきて話をしなかったのかなと、後から思いました。男性の警察官の話が聞けたら、もっと違っていたのかなといった、いろいろなことが後から分かってきます。質問はありませんかと言われても、分からなくて質問ができなかったです。後から何日か経つと、被告人にもこういうことを尋ねておけばよかったということが出てくるのですが、審理のときは、緊張しているのと一生懸命聞いているだけで精一杯でした。

司会者

実際に評議を始めるときに、審理で一生懸命聞いていたことは頭の中に残っていたのでしょうか。

5 番

100パーセントは残っておらず、60から70パーセントくらいしか残っていなかったです。

司会者

どのようなところが残っていて、どのようなところが残っていなかったといった感想のようなものはありますか。

5 番

やはり、法医学の教授が解剖をして、包丁で刺すとか、角度がどうであるとか、そのような話は、すごく印象に残っています。他の人の話は、忘れてしまうというか、一生懸命聞いてはいるのだけど、頭の中に入っていないということがあります。精神科医師の話も、聞いたことがないような病気の話をするので、一生懸命聞きました。このような病気があって、このような薬を飲んでということは、すごく勉強にはなりました。あの厚い資料も持って帰りたいくらいです。以上のことが印象に残っています。

6 番

私もあまり聞こえなかったもので、法廷では、よく分からなかったのですが、評議室に入って、いろいろ説明を受けて、いろいろなものを見て、こういうことだったのかということが、分かりましたし、裁判官から、包丁で刺したときの説明を受けて、このように刺したら死んでしまうなど、自分の体験と重ねて理解しました。

司会者

6 番の方は、全般的に聞こえにくかったという感じですか。

6 番

警察官などの証人の話す声は、マイクから離れて話されると、一生懸命聞いても聞き取れなくて、モニターに写されるとこういうことだったのかということが分かりました。私は、途中で、辞めさせていただこうか、とも考えました。

司会者

声がマイクに入っていたなら、聞こえていましたか。

6 番

マイクに入ると聞こえるのですが、マイクから離れると聞こえませんでした。

司会者

もっとマイクを使って話をするという点は意識していかなければならないことであると思っています。

7 番

最初は、証拠書類を見たりですとか、文章を読んで映像を見たりしていますが、頭の中に残るものといえば、資料が多すぎて一部のものしか残らなかったです。その後、検察官や弁護人の話を聞きながら、このようなことだったのかと理解しながら聞いていました。ただ、評議などにおいて、皆さんが話されていた半分以上のことは、難しすぎて分からなかったのが正直なところでした。また、弁護人が弁論の際、ホワイトボードでいろいろ書いていて非常に分かりやすかったので、メモを取り、これが評議室に戻った際の材料にもなったのすごく良かったです。

8 番

自分も初めてのことであったので、最初の日には聞いているだけで、あまりメモも取る方ではなく分かりませんでした。2日、3日と経つと、裁判官や皆さんがホワイトボードなどで説明をしてくれたので、全部とは言いませんが、ある程度分かってきて、できるようになった感じです。

司会者

ホワイトボードで書かれていることであるとか、他の方が言っていることが、そういえば審理の中で出ていた、出ていなかったと思ったことはあったでしょうか。

8 番

説明がよかったので、分からなかったということはなかったと思います。

9 番

最初、法廷での内容はただ聞いているだけだったのですが、途中からメモを取りまして、次の日の評議に入ったときに、必要なことを全部書いたこのメモがないと評議に参加できないのではないかという感じを受けました。また、評議ですが、ホワイトボードで裁判官が説明されても、テレビのドラマのように私が被害者で、誰かが被告人でというような感じで、再現してみないと、いまいち分からないことが多かったのです。そのようするとよかったのではないかと今思っています。

司会者

評議の中身もそのようにもっと工夫した方がよかったということでしょうし、逆に、証拠調べなどの法廷の話だけでは、具体的なイメージが残っていなかったということでしょうか。

9 番

そうですね。カッターの刃がこうであったとか、いろいろありました。あのような感じで、実際に再現してみた方がよかったのではないかと思います。

司会者

一生懸命メモを取られたということですが、メモを取られた成果はありましたでしょうか。

9 番

裁判官がかなり質問をされていたので、メモがないと答えられなかったと思います。

10 番

私も最初は緊張して、書くどころではなく、ずっと下を向いて耳だけ傾けていたのですが、当然憶えることができなくて、書かなくてはいと思い、書き出しすることにより、要所要所は頭に入っていました。でも、あれはどうだったんだろうということを質問すると裁判官が資料を調べて教えてくれたのでよかったなと思いました。また、私たちは大きな勘違いをしていて、証拠の中にバッグの写真があったのですが、そのバッグが被害者の物であると思って話をしていると、それは全然違うものであったことを最後の最後に指摘されて気付いたので、それは違う物であるということを書いてもらおうと話は違っていたのかなと思いました。あと、弁護人の話していることがさっぱり分からなくてすごく困りました。

司会者

今の写真の点について補足させていただきますと、被害者の方が再現をしている場面が写真で出てきたのですが、そのときのバッグと犯行の被害品のバッグが別物であったが、特段注釈もなく審理している受け手（裁判官、裁判員等）の方で勘違いしてしまったということです。

11 番

冒頭陳述については、いろいろメモなどの資料をいただいたので分かりやすかったです。ただ、後から評議して分かったのですが、私たちが公判に携わるのは初めてであり、例えば証拠調べの話を聞かなければならないのに、初日ということで聞く準備もありませんし、聞くだけ、理解しようとするだけで精一杯であった気がします。検察官も弁護人も冒頭陳述のメモなどを分かりやすく提出していただいたことに関しては良かったです。

司会者

そのメモを活用して、実際の評議の場に臨んでいると思いますが、評議のときに、審理の内容がどれだけ頭に残っているのかという点についてはどうでしたか。

11 番

聞いてメモを取っているのですが、後から評議をしていく段階において、質問されたときに聞けるような資料もないですし、2回目の評議の際に質問は出てきたものの、第1回目の公判のときはそのような準備はなかったと皆さんも言っていました。

司会者

再開したときは評議を踏まえて聞くことはできたけども、当初予定していた最初の方

の被告人質問だと、なかなか疑問点も出てこなかったということですかね。評議の中ではシーンを思い出して発言はできたでしょうか。

1 1 番

できていたと思います。

1 2 番

正直いうと、聞こえなかったもので、何を言っているのかということを理解することで精一杯でした。評議のときに他の方の意見を聞いて、自分はこのようなことを言っているのかということを考えましたが、なかなか自分の意見がまとまりませんでした。弁護人の証拠調べに出てきた更生計画書をはっきり作成してほしかったです。この点も聞き取りづらかったので。

司会者

差し支えない範囲で結構ですが、1 2 番の方も耳の調子がよくない方ですか。

1 2 番

普通の人から比べると7割くらいです。

司会者

聞こえない部分については、マイクで通している、通していないということで変わってきましたか。

1 2 番

マイクで拾ってもらえるとはっきり聞こえます。マイクに入らなかったところは全然聞こえず、何と言っているのか理解することで、正直、精一杯でした。

司会者

その点については、もっと配慮していきたいと思います。

1 3 番

頭に最初から入っていたかという点、私は、最初の起訴状朗読の際、被告人を悪い人であるという目で見ていましたが、その後の5分間の休憩の際、これではだめだと思い、人間の心を捨て、無心で臨むと、どんどん事件の内容が頭に入りました。ただ、評議の中で皆さんも言っていましたが、検察官と弁護人の話については、分からないことが多く、裁判官が分かりやすく教えてくれたので評議はしやすかったのかなと思います。裁判をしている中で私たちが分かるように、研修を開くなどして、どのようにすれば一般の方が理解しながら聞いてくれるのかという勉強をもっとしてほしいなという思いはあります。

司会者

検察官及び弁護人の分かりにくいという部分について、何か思い出せることがあればお願いいたします。

1 3 番

私は、あまり気にしていませんでしたが、他の年配の方が評議のときに、検察官、弁

護人の話が分からないということ saying it like that, but specifically I don't remember.

司会者

その点について、12番の方で憶えていることはありますか。

12番

専門用語を出されてしまうと分からないですね。

13番

そういうところだと思います。

司会者

1番の方で、何か補足して言っておきたいことはありますか。

1番

皆さんがおっしゃったとおり、聞くことに集中して、反応としては入るが、後で振り返ったときにそういえば何を言っていたのだらうと思うことはありました。

証人尋問について

司会者

証人尋問がほとんどない事件と、たくさんあった事件とがありましたが、証人尋問がたくさん行われた2番から6番の方の事件で、証人の言っていることが信用できる、できないであるとか、正しい、正しくないといった判断を、証人尋問を聞いている中で行うことができましたでしょうか。また、評議室に戻って、話を聞いて、その中で確定していったのかかもしれませんが、その点の理解についてはどうでしょうか。

2番

証人の方たちは素直にお答えいただいていると思うので、信じないことはありませんでした。ただ、評議の中で、「本当にそうでしょうか。」と言われると、そこを突かれるのだと初めて思い、あの方たちも本当のことを言っていたとは限らないのだなとは少し思いました。ただし、皆さんそれぞれの立場で、心情などを正直に言っているのだなと思いました。

司会者

非常に専門的な証人がいて、難しい事件であったと思います。先ほど法医学の教授のことが話題に出ましたが、その御感想がありましたらいかがでしょうか。

2番

精神科の医師は、とても詳しくお話くださったのですが、専門的なことが多すぎて、資料も膨大でしたし、ここまで私たちが知らなければならないのかという思いもありましたし、化学式のことも書かれており、化学も私たちには必要なのかなと思いましたが、いろいろな部分で詳しく説明しようとするあまり膨大になりすぎて、肝心なところが薄くなってしまい、私たちには伝わらないということが多々ありました。

3番

法医学の教授の話は分かりやすかったです。加害者側の親が、立場などがある中で証人として出ていただいて、その際、初めて質問をしたのですが、その質問自体も自分の中でうまくまとめられず、思うように尋ねられなくて、要求している質問に対してうまく回答が返って来なかったため、もう少しうまくできなかったのかなというのが印象です。

司会者

専門的な証人は法医学の教授と精神科の医師のお二人でしたが、精神科の医師の方については、資料が膨大であったなどの点についていかがでしたでしょうか。

3 番

資料が膨大であったなどの基準は分かりませんが、その方については、冊子が多すぎて分かりにくく、法医学の教授の方が聞いていて頭に入りやすかったです。

司会者

冊子をたくさん出された方の評判はよろしくないのですが、他のお三方はいかがでしたでしょうか。

4 番

法医学の教授の話聞いてよく分かりました。精神科の医師は、非常に苦しい声であれだけ分厚い内容の説明をしており、顔も引きつっていて気の毒な感じを受けました。その他の証拠については、119番通報の点もありましたので嘘ではなく、間違いないだろうと思いました。証人の方で、嘘を言っているのか言っていないのか分からなかったのは、身内の方ですね。また、一般の方がお話しされている中で、首を傾げたりされると、確信がないのかなという感じはありました。その際、こちらから質問すればよかったのですが、後からそのことを思い出し、そのときに質問できなかったことが悔やまれます。

5 番

アパートの住民に来ていただいていたのですが、はっきり記憶がないのに出ていただいております、私は、それが必要であったのかと思っています。それよりも被告人の上司や同僚、被害者の同僚などに来ていただいて、被告人の普段の様子などを聞いていた方がよかったのかなと思います。わざわざ、航空機で来ていただいて、あやふやではっきり分からないといった証言をされると1日が無駄だったのかなと思いました。この方たちの話を聞いていて、正直に言っていると思うが、あまり伝わらず、あやふやな証人であったと思います。被告人の人柄などの証言を同僚や友達から聞けたらよいなと思いました。一緒に旅行に行った友達の話が読み上げられましたが、そうではなく法廷に来ていただいて、話を聞きたかったです。

6 番

私は、被告人が最後まで分からないと言い続けたことが最後まで不思議でした。普通人間はカッとなったときに、正常ではなく異常であるのにも関わらず、犯行後にいろいろ

ろ電話をしたりしていながら、そこだけ分からないと言ったことが不思議です。このようなことを言うと悪いのですが、弁護人が最初に無罪を主張したとき、人を殺しておいて無罪ということがあるのか、だれが見ても他人はいないし、被告人しかいないのに、無罪と最後まで言えるのは、弁護人であるためとは思いましたが、最後まで分からないと通したことは、人間としてどうなのかなという気持ちはありました。証人が言っていることが本当か嘘なのかという点については、分かりません。

司会者

他の方が担当された事件では、自白事件ということで、被告人の御家族であるとか、被害者の御家族の方くらいしか証人として出てこなかったようですが、その中でも、このような人から話を聞いたかった、こういう証拠があった方がよかったといったものが、今思い出されているものでお話しいただければと思うのですがいかがですか。8番から11番の方が担当された事件は、紆余曲折のようなところがございましたが、何かございませんか。

10番

強盗ではなく、恐喝、傷害に意図せずなってしまったという感じです。最初は、強盗であったならバッグを持って行くためという計画性があるといったイメージでしたが、結局手元にあったから持って行ったという話になりました。その話に辿り着く前に、自動車の位置やバッグの色も分からず、暗闇の中で、黒いバッグは分からないという意識でおり、強盗なのか、たまたま持って行ったのではないかという意見が出て、分からなくなった気がします。

司会者

被告人の事件前の行動として、自動車の位置などもはっきりあった方がよかったのではないかとのことですかね。11番の方で、もっと、こういった証拠があればよかったというのがありますか。

11番

私が不思議に思ったのは、先ほど2番から6番の方の話を聞いていて、弁護人は、殺人ということで精神科の先生に話をさせていただいたり、弁護人が無罪と主張していますが、私たちが携わった事件に関しては、犯行は認めていて、争点が量刑ということであるのに、その点に関して、なぜ弁護人は、もっと弁護しないのかと思いました。

司会者

有罪、無罪にといったところでしょうか。

11番

有罪は有罪であると思いますが、最後の論告求刑のときに検察官が求刑を9年としており、その前に、強盗致傷ではなく、恐喝、傷害となりましたが、そのような話が、どうして弁護人側から出てこなかったのかなと不思議に思いました。

当事者から配布されたメモについて

司会者

もう少し審理の内容についてお話をお聞きしたいと思います。最初に冒頭陳述メモが配られ、最後の方では、論告弁論という形で、評議に入る前に当事者が主張されるものを整理して提出されておりますが、それは役に立ったのか、立っていないのかという点について、率直な御意見をお聞きしたいと思うのですがいかがでしょうか。

1 3 番

役に立ったと思います。また、最後に、裁判長が被告人に対して言うことをみんなで考えられるということがよかったと思いました。

司会者

お配りした冒頭陳述メモなどが具体的にどのように役立ったのか思い出せることはありますか。

1 3 番

経緯などが書いてありますし、犯行に及んだ流れもぱっと見て分かりやすかったというのがあります。これに照らしながら、話を聞いていき、矛盾している点はあったものの、全体的な流れは分かりやすかったかなという感想はあります。また、担当した事件では、IQテストが行われたのですが、テストの内容が分からないまま、IQの数値を言われても判断ができないので、本人の回答とテストの問題のどちらでもよいですから、資料として挙げてもらいたかったです。

1 2 番

聞きづらかった分、これを読んで半分くらい理解しました。また、先ほども言いましたが、更生計画書に更生計画の内容をはっきりと書いてほしかったです。

1 1 番

いろいろ用意していただいた書類については、要点が分かりやすくまとめてあったので、大変役に立ったと思います。

司会者

例えば審理が行われている最中にも、これを読まれていたということはあったのでしょうか。

1 1 番

はい、読んでいました。

司会者

分量的に長いであるとか、もう少し書かれていた方がよいというのはありますか。

1 1 番

事件的にいろいろな証拠の内容が含まれているのでしょから、内容的にボリュームが出てくるでしょうし、必要だったのではないかと思います。

1 0 番

検察官が提出した資料を見ながら、裁判中これに沿った内容でメモをすることができ

たので、とてもよかったのではないかと思います。更生施設に関する書類を見た記憶はありますが、それがどうしたのかなと思いました。

司会者

あまり弁護人の書類は印象に残っていませんでしたか。

10番

そうですね。

9番

私も資料のお陰で、これに加えてメモをすることができたことから、あってよかったと思います。

8番

初めてのことでしたので、資料をいただいて助かりました。

司会者

これはいらないという資料はありましたか。

8番

いらないというのはありませんでした。初めてのことでしたので。

7番

資料がなければ流れも分かりませんでしたし、どこに注目していけばよいかということも分かりませんでした。資料があつて助かったと思います。

司会者

具体的にどの資料を指していますか。

7番

検察官の資料や弁護人の資料も分かりやすいですし、メールのやり取りのことも書いてあるので、その点も分かりやすかったです。

司会者

検察官、弁護人双方共に分かりやすかったということですか。

7番

はい。

司会者

6番の方にもお尋ねします。こちらは検察官の出された書類が多かったという特徴のあった事件のように思われますがいかがでしたでしょうか。

6番

読んでいてもよく分かりませんでした。

司会者

あまり参考にならなかった感じでしょうか。

6番

じっくり読むと中身は分かりますが、自分で理解するには難しいです。

司会者

冒頭陳述と論告がありますが、両方ですか。

6 番

冒頭陳述は分かりやすかったです。

5 番

私も冒頭陳述や論告の文字や絵や表を見ていると分かりやすかったです。これを見てメモをしたり、いろいろできたので、すごくよかったと思っています。

4 番

検察官の論告で、被告人の手の傷について触れているものがありましたが、法廷で、弁護人が実際に包丁を持ち、これでは傷が付かないという説明があった後、帰り道でいろいろ考え疑問に思いました。

3 番

資料があつてよいか悪いかと言われると、あつてよかったですし、ないと評議の際に皆さん全く話合いができなかったと思います。

司会者

具体的に、ここを使ったとか使わなかったといったものはありましたか。

3 番

検察官の資料に流れがとりあえず書いてあったので、それ見ながら臨みました。また、各資料にメモ欄がありましたが、これらをうまく使い分けることができず、裁判所のものを利用しました。

2 番

私としては、検察官や弁護人から資料を渡されて、用紙の無駄遣いであると思いました。こんなに何枚も同じものはいらないう感じで、一部だけあれば足りると思いました。冒頭陳述などについては、絵や図解のところは目を引きます。また、細かい立証の部分について読んでいただいたと思いますが、長く感じましたし、私たちは字も読めますのでこれを見るだけで結構です。逆に、話を聞くだけで活字にしなくてもよかったのではないかと思います。

1 番

検察官側の冒頭陳述は、経緯が細かく書いており、すごく状況が分かるものでした。弁護人側の冒頭陳述は、どこに目を向ければよいのかという要点が書いてあつて、これもすごく分かりやすかったです。また、他の裁判員の方と疑問に思った点がありました。それは冒頭陳述の一番最後に被害者の家族が厳しい処罰を望んでいると書いてあり、検察官の論告の最後の求刑の部分に、法定刑として危険運転致死罪は1年以上20年以下の懲役と記載があったことから、それなら、求刑は懲役20年に近いと思っていると、その半分の10年ということで案外軽いのだと思ったことでした。

司会者

それまでの論調と違っていた感じですか。

1 番

はい、そうですね。

司会者

冒頭陳述というのは、審理を始める前に皆様に対して、ある程度の情報を提供して、ここを注意して聞いてくださいということやこの事件はこのようなものですよということを示す手続ですが、そういう機能としては、肯定的な方が多いようでした。そのような意味において、最初に頭に入っていましたか。最初の手続ということで、先ほど、初日は頭に入っていかなかったという方もいたようでしたがどうでしょうか。

4 番

冒頭陳述に入る前に、初めて法廷へ入ったとき、被告人を見て、よく冷静でいられるなと思いました。被告人のことばかり考えていて、冒頭陳述については、聞いてはいるものの、しっかりと頭に入っていかなかったです。

司会者

他に冒頭陳述が頭には入っていったかという点についていかがでしょうか。初日ということで緊張してうまく頭に入っていないといった状況下の中で、皆さん頑張って理解しようとしていたということでしょうか。

(全員頷く。)

弁護士、検察官からの質問

司会者

それでは、ここで出席されている検察官、弁護人の皆様から御質問などがあればお願いいたします。

小島検察官

特に質問はないのですが、一つお話ししておきたいと思います。精神科医の尋問の件が話題に上がっており、先ほど司会者が専門家証人とひとくくりにされていたのですが、私たちからみても、法医学の先生と精神科医を比べたときに専門性がかなり違いまして、正直、私自身も精神科医の尋問の内容を理解するのに数日を要しているという現状であります。これを短時間で分かりやすく説明していかなければならないということになっておりまして、今回皆様の意見を聞いていても、やはり難しいなといった印象です。今後その点を精進していきたいなという思いです。

中村弁護士

8 番から 11 番の方は、弁護人は何をしていたのだという印象を持たれているのではないかと思います。弁護人側のとった戦略は、言わば「死んだふり戦略」ということで、それについて評判が悪いということは反省の種ですが、11 番の方の疑問にあるように、なぜ、弁護人は刑を軽くしてくれと熱弁を振るわなかったのかというと、裁判員裁判が始まる前に模擬裁判などを実施し、弁護士が「今までどおり反省しているから、被

害弁償しているから軽くしてください。」という、反省、被害弁償するのは当たり前であって、それがどうして軽くする理由になるのかというような反発を招いたというトラウマがあります。そこは、言葉の使い方や表現の仕方という部分もあるのですが、弁護人としては、ニュートラルに材料を出して、あとは裁判員の方の御判断に委ねようという形をとった方がよいということを考えております。また、弁護人は、なぜ、強盗致傷ではなく恐喝、傷害の主張をしなかったのかという点ですが、この裁判を振り返って弁護人がそのようなこともあろうかと恐喝を主張していくかといわれるとそこは疑問があります。そうすると検察官は、被害者の方を証人としてお連れになり、そこで被害者からお話を聞くと、何が出てくるか分からないということもあります。供述調書のみであれば新たに事実は出てこないため、戦略的と言えば言葉は悪いかもしれませんがそのようなことを考えています。考えすぎたために何を言っているのかよく分からないといった話になろうかと思いますが、そこは今後の反省材料になろうかと思っているところです。そこで質問ですが、検察官は分かりやすい、弁護人は分かりにくいということをおっしゃっていましたが、具体的にどこを指しているのでしょうか。弁護人の主張メモや冒頭陳述メモなどを提出させていただいていますが、例えばこういう表現は難しいであるとか、言葉として分かるのだが、この話がどこに結びつくのか分からないといったことなのか御指摘いただけるとありがたいです。10番の方の話を聞いていると、引きこもりに関する資料を説明した部分が難しかったのかなという気もしますが、いかがでしょうか。

10番

そのとおりです。引きこもりに関する資料があったのですが、それがなぜ出てきたのかといった点となります。引きこもりの状況であるからこのような犯罪を犯すのだという説明もなく、ただ、だらだらと記載されていたので、私たちはそれをどのように受け取ってよいのか分からなかったです。

報道機関等からの質問

司会者

最後に傍聴席や報道機関の方からの質問を受け付けたいと思います。

読売新聞社

皆様は普段日常生活ではされない刑を決めるということをされたということで、例えば裁判中に、血の付いた衣服を見せられたといった御経験をされた方もおられたかと思いますが、刑を決めること、あまり普段は目に触れないような写真を見ること、物を見ることに対して、裁判中、あるいは裁判後の精神的ストレスや負担を感じられた方はいらっしゃるのでしょうか。

4番

殺人事件ということで説明を受けて裁判員に選ばれました。殺人事件というところまでテレビで悲惨な光景を見ているので、そこそこ慣れているのですが、家族の者など

周りの方が、そういう物をみると多分ストレスになるよと心配してくれました。それでも自分自身は全く大丈夫でした。

2 番

殺人事件に関わり、意外と血などには反応しませんでした。証拠の写真の中にキャラクターアイテムが写ったものがあり、そのキャラクターアイテムを見るとどうしても事件のことを思い出し、伏線のような形でフラッシュバックしてしまうものなのだなと思いました。それは、血液などは構えて臨みますが、何気に置いている日常の物については、かえって思い出してしまうということはありませんでした。

1 2 番

担当はしませんでした。殺人事件を担当すればストレスになったと思います。

朝日新聞社

先ほどからお聞きしていると、かなり、法律用語であるとか、冒頭陳述の内容なども難しく緊張していて頭に入らなかったということで理解するのに皆さん御苦労されたというお話が多かったのですが、裁判員制度が始まるときにも、重大事件に関わるのはどのようなかという議論や、窃盗事件などの簡単な事件から入った方がよいのではないかという意見もありましたし、むしろ重大事件という社会の関心が高いものであるからこそ市民が入って裁判をした方がよいのではないかといった議論がなされて、重大事件について裁判員に関わるといった制度となったわけですが、皆さんは、実際に裁判員を体験されてみて、一般市民がどのような裁判に関わっていくべきか、重大事件に関わるべきか、改善した方がよいのか御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

1 3 番

私は今の形でもよいのではないかと思います。軽い裁判より重罪を一般市民がどのように裁くのかということが大事なのではないかと思います。よって、今のままがよいと思います。

5 番

私は、60歳を過ぎて、殺人ということで初めて参加しましたが、9日間は余裕がなく、家へ帰って、食事の支度などをする際にも心に余裕がなく、私は精神的にも負担になりましたので、軽い事件で選ばれたらよいなと思いました。

今後参加する方へのメッセージ

司会者

最後に、今後、裁判員に選ばれるであろうという方へメッセージや感想など伝えたいことなどがあればお願いいたします。

1 番

選ばれたときは敷居が高く大丈夫かなと思ったのですが、実際に3日間やってみるとやってよかったなというのはありました。今日、職場の上司に対して、意見交換に行く話になった際も、裁判員に選ばれてよかったねといった話にもなりましたし、決して無

駄ではないことかなと思いました。

1 3 番

私も選ばれた際には、どうなることかと思いましたが、やはり、実際選ばれてみて、イメージしたものよりは重たい感じでした。しかし、選ばれてやってみるとすごくよい経験になりますし、今までニュースや新聞を見ていても、なぜ人を殺しているのにこれだけの刑にしかならないのかと疑問を持つことがたくさんありましたが、しっかりと法に従って裁いていき、順番を間違えないで考えていくことで、裁判員を経験し終わって新聞を見ていても、このような刑は妥当なのかなという理解力が増えました。よって、積極的に参加してもらった方がよいかなと思います。

4 番

私は、2週間いなかったものですから、周りや身近な人からからどうしていたのかと聞かれると、話をしてもよいこと悪いことを区別して説明をしたのですが、周りの方へ聞くと2週間は会社の理解が難しいそうです。とくにダイヤを組まれている方は難しいようで、裁判員に選ばれても二、三日であれば分かるのですが、2週間ともなると会社が表面上は理解しても内心はよく思っていないということを言っていました。現役で仕事をされている人の2週間は厳しいと思います。

司会者

ありがとうございます。そのような意味においては、裁判所も、理解を得るため、更なる啓蒙活動をしなければならないのではないかなと思っています。

1 3 番

先ほど更生計画の話がありましたが、私たち裁判員に対しても、本当にその被告人が更生されているかどうか、私は、1年に1回くらいは、情報がほしいです。私たちは被害者も見て裁判をしているので、しっかりと更生しているのであれば、被害者の方も浮かばれるかなと思います。また、刑を決めることは精神的に大きかったので、そのような情報はほしいかなと思います。

司会者

その点について、制度的に実施するかといったことについては、今後の検討課題となろうかなと思います。

それでは、時間も参りましたので、これで意見交換会を終了したいと思います。皆様には長時間にわたり御意見をいただきありがとうございました。いつも裁判員裁判が終わるときに、また選ばれた際にはよろしく申し上げますと言っておりますが、改めて、また、封筒が届いた折には、拒まずに、裁判所に来ていただければと思っております。本日は誠にありがとうございました。